

東京都北区旅館業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年十月七日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第八十八号

東京都北区旅館業法施行細則の一部を改正する規則

東京都北区旅館業法施行細則（昭和五十五年五月東京都北区規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第九号中「区分所有者をいう」及び「専有部分をいう」の下に「。以下同じ」を加え、同項に次の三号を加える。

十 条例第二条第一項の規定による周知の実施状況を記載した書類

十一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項若しくは第六条の二第一項（第八十七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する確認を要する工事を伴う場合又は営業施設の床面積の合計が二百平方メートルを超える用途の変更を伴う場合は、同法第六条第一項又は第六条の二第一項（第八十七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する確認済証の写し

十二 既存建築物を用途変更する場合であつて、営業施設の床面積の合計が二百平方メートル以下のものは、当該営業施設が建築基準法第六条第一項の建築基準関係規定に適合していることを建築士が証する書類

第六条第二項に次の二号を加える。

三 建築基準法第六条第一項若しくは第六条の二第一項（第八十七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する確認を要する工事を伴う場合又は営業

施設の床面積の合計が二百平方メートルを超える用途の変更を伴う場合は、同法第六条第一項又は第六条の二第一項（第八十七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する確認済証の写し

四 既存建築物を用途変更する場合であつて、営業施設の床面積の合計が二百平方メートル以下のものは、当該営業施設が建築基準法第六条第一項の建築基準関係規定に適合していることを建築士が証する書類

第七条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第七条 省令第四条の二第一項に規定する宿泊者名簿の正確な記載を確保するため
の措置は、対面又は次のいずれかに該当する情報通信技術を活用した方法により、本人確認を行うこととする。ただし、条例第五条第六号イに掲げる営業を行う施設については、次のいずれかに該当する情報通信技術を活用した方法による本人確認に限る。

一 宿泊者の顔及び旅券又は身分証明書等が画像により鮮明に確認でき、かつ、当該画像が営業施設の近傍から発信されていることが確認できる方法
二 事前に共有した宿泊者の本人確認情報及び営業者の発行する暗証番号等を営業施設に備付けの機器を用いて宿泊者自らの操作により照合でき、かつ、ビデオカメラその他の撮影機器（録画機能を有するものに限る。）により宿泊者の顔を鮮明な画像により確認することができる方法

第八条の見出しを「（周辺地域の住民等に対する周知）」に改め、同条第一項中「第二条」を「第二条第一項」に改め、同項第四号中「申請者氏名」を「申請者の氏名又は名称」に改め、同項第五号中「管理者氏名」を「管理者の氏名又は名称」に改め、同項第六号中「周辺住民等」を「周辺地域の住民等」に改め、同条第二項中「第二条」を「第二条第一項」に改め、同項第二号中「十五メートル」を「二十メートル」に改め、同項第三号中「営業施設が」の下に「長屋又は」を加え、同項第四号中「周辺地域」を「存する地域」に、「から要望があつた場合は、当該町会又は自治会の会長」を「の代表者」に改め、同項に次の二号を加える。

五 営業施設が二以上の区分所有者が存する建築物である場合であつて、当該建築物に人の居住の用に供する専有部分があるときは、当該建築物の管理組合又は管理者等（マンションの管理の適正化の推進に関する法律第二条第四号に規定する管理者等をいう。）

六 前各号に掲げる者のほか、区長が必要と認める者

第八条に次の五項を加える。

3 条例第二条第一項の規定による周知は、二回以上の説明会を開催するとともに、旅館業を営む旨及び第一項各号に掲げる事項（次項において「周知事項」という。）を記載した書面を、公衆の見やすい場所に、掲示することにより行わなければならない。

4 前項の規定による説明会の開催に当たっては、事前に、当該説明会を開催する日時及び場所並びに周知事項を記載した書面を、第二項各号に掲げる者に配布又は送付しなければならない。

5 条例第二条第二項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 営業施設の名称

二 営業施設の所在地

三 営業者の氏名又は名称及び緊急連絡先（法第三条の三第一項及び第三条の四第一項の規定による営業者の地位の承継に伴う変更を除く。）

四 管理業務を委託していた場合は、管理者の氏名又は名称及び緊急連絡先

五 周辺地域の住民等からの問合せの方法

6 条例第二条第二項に規定する規則で定める者は、第二項各号に掲げる者とする。

7 条例第二条第二項の規定による周知は、当該変更する事項を記載した書面を配布又は送付することにより行わなければならない。

第十四条第三号を次のように改める。

三 営業者又は管理者の氏名又は名称

第十六条の次に次の一条を加える。

（常駐するための部屋と客室、廊下等との境）

第十六条の二 条例第八条第十一号イに規定する規則で定めるものは、ふすま、板戸又はこれらに類する物によるもので壁造りに準ずるものとする。

第十七条（見出しを含む。）中「第八条第一号ただし書及び」を削る。

第十七条の次に次の一条を加える。

（玄関帳場に代替する機能を有する設備）

第十七条の二 条例第九条第一項第三号イ(1)に規定する規則で定める設備は、次に掲げるものとする。

一 宿泊者の本人確認や宿泊者以外の出入りの状況の確認ができるビデオカメラその他の撮影機器（録画機能を有するものに限る。）

二 暗証番号の入力により鍵を用いずに客室の解錠を可能とする装置であつて、次のいずれにも該当するもの

ア 営業従事者等が管理事務所等の遠隔から、宿泊者ごとに暗証番号の設定が可能であること。

イ 客室の扉に備え付けられていること。

第十八条第一号中「おおむね十分以内に」を「営業施設の敷地の境界線から水平距離で二十メートル以内より速やかに」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年十一月七日から施行する。ただし、第十六条の次に一条を加える改正規定、第十七条の次に一条を加える改正規定及び第十八条第一号の改正規定は、令和九年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際、現に旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）第三条第一項の規定により経営の許可を受けている簡易宿所営業（東京都北区旅館業法施行条例（平成二十四年三月東京都北区条例第四号）第五条第六号イに掲げる営業に限る。以下同じ。）の施設及び現に簡易宿所営業に係る当該許可の申請がなされている施設の体制が、この規則による改正後の東京都北区旅館業法施行細則第十八条第一号の規定により難しい場合には、同号の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。ただし、前項ただし書に規定する改正規定の施行の日以後に同法第三条の二第一項の規定により営業者の地位を承継した者に係る簡易宿所営業の施設の体制については、この限りでない。